

令和6年5月1日

東生駒南自治会の皆様へ

生駒市建設部土木課

**地籍調査事業へのご協力について（お願い）**

平素は、本市事業にご理解ご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、生駒市では、平成21年度から国土調査法に基づき地籍調査事業を行っています。令和6年度は、東生駒一丁目・東生駒二丁目の各一部地区において実施させていただき予定をしております。（別紙「地籍調査実施地区説明図」をご参照ください。）

東生駒南自治会の皆様には、今年度から一筆地調査（現地立会）を実施いたしますので、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

**◎地籍調査とは**

皆様の大切な財産である土地の情報は、登記所（法務局）の簿冊（登記簿）と地図（公図）によって管理されています。これらの記録は明治時代からのもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりする場合があります。

地籍調査によって作成された「地籍簿」と「地籍図」はその写しが登記所（法務局）に送付され、登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第14条地図として備えつけられます。

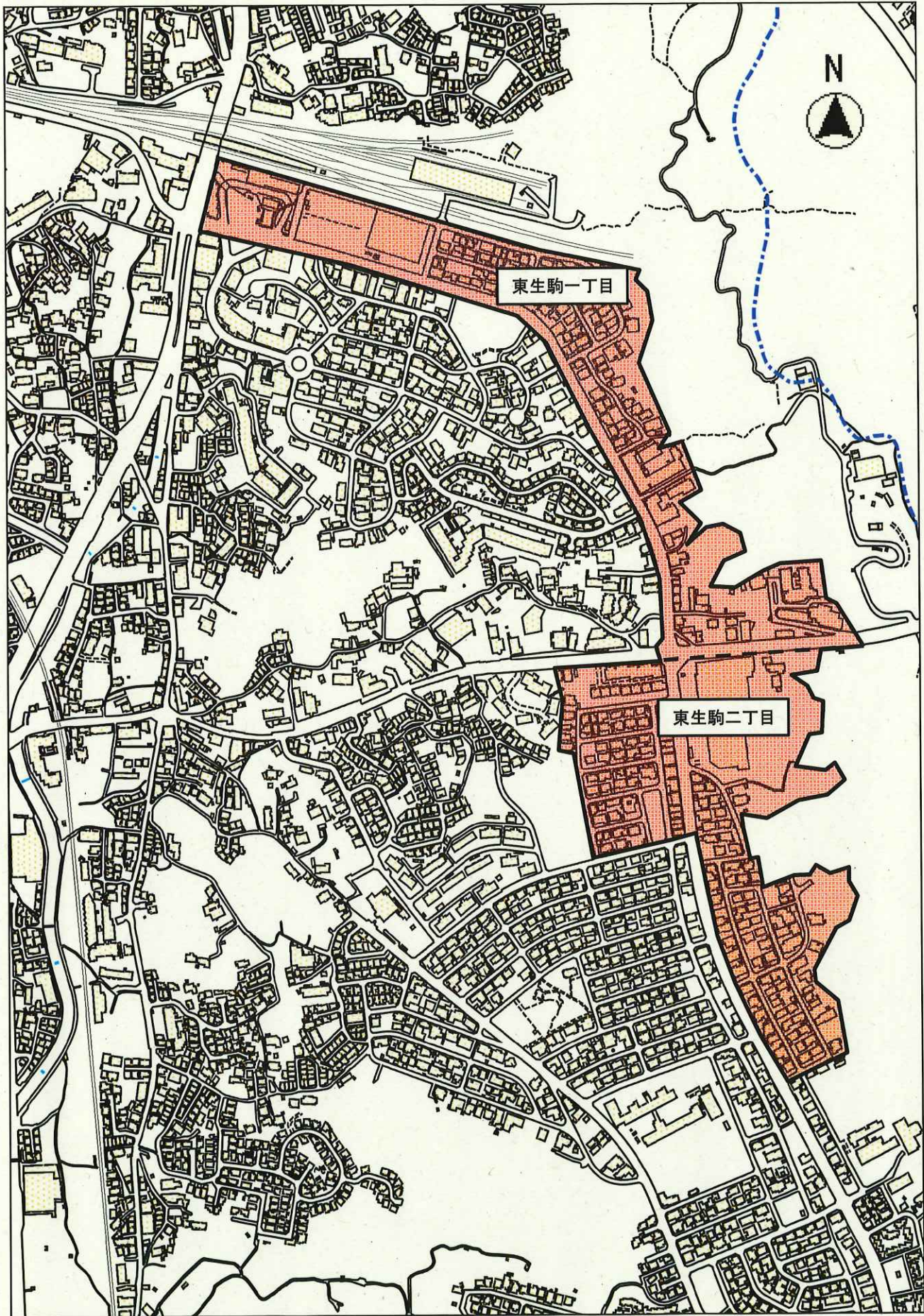
地籍調査の成果によって、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引や土地境界トラブルの解消、災害時の土地復旧に役立っています。

**◎今後のスケジュール（予定）**

- ・ 6月～ 地籍調査に伴う事前調査  
(市職員及び調査を実施する測量会社)
- ・ 8月16日、17日 地籍調査地元説明会  
(対象の土地所有者に別途通知します。)
- ・ 10月～12月 一筆地調査（現地立会）の実施  
(対象の土地所有者に別途通知します。)



【令和6年度 地籍調査実施地区説明図】



実施予定地区：東生駒一丁目・東生駒二丁目の各一部